

## 8,000ベクレル毎キログラム以下除去土壌の再生利用方針の再検討を 求める意見書

環境省は、福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を最大約2,200万立方メートルと推計し、2016年6月「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」の「減容処理後の浄化物の安全な再生利用に係る基本的考え方骨子」で、まる1、県外最終処分に向けて除染土壌をできるだけ減らす。まる2、土壌を資源として使用する、という2つの観点から除染土壌の再利用を行う方針を示した。放射性物質汚染対処特措法に基づき、再生利用の対象とする除去土壌のセシウム濃度（134、137の合計）は8,000ベクレル毎キログラム以下にしている。また、環境省除染・中間貯蔵企画調整チームでは、「再生利用に使用する除染土壌は福島県内の除染土壌に限定されるが、使用先は全国の公共事業が対象になる」としている。再生利用の用途は、道路、海岸防災林、防潮堤、土堰堤、土地造成などである。

環境省はこれまで放射性廃棄物のセシウム濃度について、原子炉等規制法に基づく100ベクレル毎キログラムが、「廃棄物を安全に再利用するための基準（クリアランスレベル）」であり、放射性物質汚染対処特措法に基づく8,000ベクレル毎キログラムは、「廃棄物を安全に処理するための基準」としてきた。原子炉等規制法では、100ベクレル毎キログラム超の廃棄物は、放射性廃棄物として厳重な取り扱いが必要であると規定している。100ベクレル毎キログラム以下であれば放射性廃棄物を一般社会で使われる製品に再生利用できるが、市民の反対から、限られた場所（例えば建築資材のコンクリート、ベンチの金属など）で、それも試験的にのみ再生利用されているのが現状である。

今回の方針の8,000ベクレル毎キログラム以下の除去土壌の再生利用は、原子炉等規制法のクリアランスレベル（100ベクレル毎キログラム以下）の80倍となり、原子炉等規制法の基準と放射性物質汚染対処特措法の基準が併用されるダブルスタンダードの状態になる。再生利用土壌に覆土をして遮蔽すれば放射線量が下がり問題ないとしているが、道路の陥没や崩壊などが起きれば汚染土がむき出しになり、環境中へ流出する懸念がある。地下水を汚染して農地や生活圏に流れ出る可能性も高く、熊本・大分の大地震でも、各所で道路の崩落やひび割れが発生している。海岸防災林、防潮堤で利用されれば、津波や台風などの自然災害等で破壊され内陸や海へ流出する危険性も生じる。

除去土壌の再生利用は、工事作業員、使用された場所を遊び場とする子どもたちや住民の被曝も避けられない。検討会の「戦略」では、今後セシウム濃度が8,000ベクレル毎キログラム以下の除去土壌を用いて、各地域で実証試験を実施としているが、地権者や住民の合意は甚だ不透明である。

再生利用の基準が8,000ベクレル毎キログラムに設定されれば、用途を限っては

いても、広く一般社会で使用されることになりかねない。放射性廃棄物を国内生活圏で安易に再生利用することは、安全安心な社会生活を営む上で極めて危険なことである。本市においても大規模道路工事事業が進捗しており、汚染土が搬入される可能性はゼロではない。市民が移動先で被曝する可能性もゼロではない。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、国民の安全安心で健康な生活を保障するため、8,000ベクレル毎キログラム以下の放射性物質を含んだ除去土壌を公共事業で再生利用する方針の撤回等慎重な対応を再検討することを強く要請する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年9月30日

三鷹市議会議長 後藤 貴光